

○沼田市広告掲載要綱

平成30年3月27日

告示第32号

沼田市広報広告掲載要綱（平成20年告示第13号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、本市の広告媒体に広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定め、新たな財源を確保し、財政の健全な運営に資することにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（広告媒体）

第2条 広告媒体とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本市が発行する広報紙（以下「広報紙」という。）
- (2) 本市がインターネット上に公開しているホームページ（以下「市ホームページ」という。）
- (3) 本市が所有する財産
- (4) その他広告掲載が可能と認められるもの

（申込者の範囲）

第3条 広告掲載を申し込むことができるものの範囲は、次のとおりとする。

- (1) 企業、個人の事業者又はこれらの連合体
- (2) 公共的団体その他これに類するもの
- (3) その他市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の申込みをすることができない。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定による更生手続開始の決定がなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定による再生手続開始の決定がなされた者
- (2) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は団体の代表者若しくは構成員が当該暴力団員等であるもの
- (3) 市税（延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）について滞納があるもの
- (4) 法令に違反しているもの
- (5) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの

（広告掲載の範囲）

第4条 掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条に規定する営業に係るもの
- (5) 事実誤認のおそれがあるもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適当でないと認められるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

（広告掲載の方法）

第5条 広告掲載は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 本市が広告掲載を行う方法
- (2) 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告掲載者」という。）が広告を掲載した広告媒体を作成し、及び納入し、本市が当該広告媒体を使用する方法
- (3) 本市が広告掲載者に広告の募集及び広告を掲載した広告媒体の作成、納入等を一括して行わせ、本市が当該広告媒体を使用する方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

（募集方法等）

第6条 市長は、広告掲載を募集しようとするときは、募集の期間、対象となる広告媒体その他必要な事項について、広報紙、市ホームページ等を活用し、広く周知するものとする。

2 広告掲載の申込みをしようとするものは、本市が広告掲載者の募集に際して定める書類を提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、広告の掲載を決定するものとする。

4 市長は、前項の決定をする場合において、必要があると認めるときは、広告掲載に関し必要な条件を付すことができる。

（広告掲載者の責任）

第7条 広告掲載者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

（広告審査委員会）

第8条 広告掲載に関し必要な事項を審査するため、広告審査委員会（以下「委員会」と

いう。)を設置する。

- 2 委員会の委員長は、総務部長の職にある者を、委員は、秘書課長、総務課長、企画政策課長、財政課長及び契約検査課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(令2告示9・一部改正)

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の沼田市広報広告掲載要綱(平成20年告示第13号)の規定に基づいてなされた申込み、決定等については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月26日告示第9号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。